

トヨタファイナンスに係るクレジット・リースで
おクルマを購入または借入されるお客さまに

コンビにプラン

令和5年1月以降保険始期用

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP



トヨタのお店で入れる 自動車保険

トヨタのクレジット一体型保険

コンビにプラン

おクルマのクレジット・リースと保険が
コンビになって、月々ラクラク払込み



累計契約件数 **100万件** (注) 突破!

(注) <累計契約件数>あいおいニッセイ同和損保 (旧千代田火災・あいおい損保を含む) における 2000年2月から 2022年8月までの「コンビにプラン」の累計契約件数です。

コンビにプランご契約条件

■対象者

トヨタファイナンス株式会社に係るクレジット・リースでお車を
購入または借入されるお客さまが対象となります。
※ご購入に際してはトヨタファイナンス株式会社の与信承認が必要となり
ます。
※ご契約いただくクレジットによっては「コンビにプラン」をお引き受けで
きない場合がありますので、詳しくはトヨタ販売店営業スタッフまでお
問合わせください。

■保険契約者

トヨタファイナンス株式会社

■保険種類

タフ・クルマの保険、タフ・見守るクルマの保険プラス、タフ・つながる
クルマの保険、タフビズ事業用自動車総合保険が対象となります。

■保険期間 (ご契約期間)

ご契約のお車のクレジット・リース契約分割支払金の支払期間
内で、かつ、2～5年の整数年の最大設定可能年数をお選びいた
だきます。ただしお客さまのご要望により最大設定可能年数以
内の設定も可能です (たとえば、クレジット60回払で保険期間3
年<コンビにプランの払込回数は36回>の設定も可)。

■払込方法

毎月定額の払込みとなり、
クレジット・リース契約分割
支払金とともにお引落としします (ボーナス併用等はありません)。
保険の払込回数は上記のとおりとなります。

保険期間	2年	3年	4年	5年
払込回数	24回	36回	48回	60回

■始期日

- 新にお車を取得しコンビにプランをご契約の場合は、納車日*
となります。
※リース契約の場合は「リース期間の初日」の設定も可能です。
- 現在ご契約のコンビにプランが満期日を迎える場合、次の条件を
すべて満たす場合に限り、クレジット・リースの支払期間内で継続
してご契約いただくことができます。
 - ①現在ご契約のコンビにプランの払込みが終了した時点で、お車のク
レジット・リースの残支払回数が24回以上あること
 - ②現在ご契約のコンビにプランの満期日を、継続契約の始期日とすること
 - ③現在ご契約のコンビにプランのご契約のお車を、継続契約のご契約
のお車とすること
 - ④トヨタファイナンス株式会社が承認し、かつ承認後もご契約のコンビ
にプランを最終回支払日まで毎月払い込んでいただくこと

コンビにプランご契約に関してのご注意

- **本商品はトヨタファイナンス株式会社を保険契約者としてご契約
いただけます。**したがって、お客さまとトヨタファイナンス
株式会社との間で、別途「約定書」を締結していただけます。これ
にともない、事務委託手数料 (保険料の2.1%) をトヨタファイナ
ンス株式会社にお支払いいただけます。また保険料相当額のお支払
いに遅延があった場合、トヨタファイナンス株式会社が定める遅延
損害金をトヨタファイナンス株式会社にお支払いいただけます。
- 本商品は原則としてお車の「入替」はできません。ただし新たに
トヨタファイナンス株式会社に係るクレジット・リースにてお車を
購入または借入され、一定の条件を満たす場合や、未払込保険料
を一括して払い込んでいただく場合には、お車の「入替」が可能
となります。詳しい条件は、取扱代理店または当社にお問わせ
ください。
- 本商品は記名被保険者の変更はできません。ただし未払込保険
料を一括して払い込んでいただくことにより、記名被保険者の変
更が可能となります。
- 本商品は保険期間中に事故が発生しているご契約について中途
で解約手続をされる場合や、同一保険年度に2回以上の事故が
発生している場合は、1年契約を継続された場合と次契約に適用
する等級・事故有係数適用期間が異なる場合があります。
- 上記以外でも、事故が発生した保険年度によっては、1年契約を
継続された場合と次契約に適用する等級・事故有係数適用期間
が異なる場合があります。
- トヨタファイナンス株式会社に係るクレジット・リース契約について、
下記の事由等により、終了となる場合には、保険契約についても
**未払込保険料を一括して払い込んでいただくか、解約のうえ追加
保険料を払い込んでいただけます。**必ずご契約の代理店にて
お手続きください。
 - ・クレジット契約の早期完済・期間短縮
 - ・リース契約の解約
- ご契約を解約される場合、始期日からの経過期間に応じて、**追加
保険料を一括して払い込んでいただけます。**

本パンフレット記載の保険料試算条件

ご契約内容<タフ・クルマの保険 (個人総合自動車保険)> (始期日:令和5年1月)

- 自家用普通乗用車、10等級・事故有係数適用期間0年 (契約時)、26才以上補償、記名被保険者年令別料率区分:30～39才、料率クラス:車両クラス7、
対人・自損クラス7、対物クラス7、傷害クラス7、初度登録年月:令和5年1月、新車割引、ASV割引、運転免許証の色:ゴールド、使用目的:日常・レジャー使用
※新車割引は5年目まで適用、ASV割引は3年目まで適用
- 補償内容 対人賠償保険:無制限、対人臨時費用特約:あり、対歩行者等傷害特約:あり、対物賠償保険:無制限 (免責金額:なし)、対物超過修理費用特
約:あり、人身傷害保険:5000万円、自動車事故特約:あり、入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約:あり、傷害一時金特約:あり (傷害一時金倍
額払特約セット)、車両保険 (一般補償) (免責金額0-10万円):1年目200万円、2年目160万円、3年目150万円、4年目140万円、5年目130万円、
6年目120万円、7年目110万円、新車特約:あり (新車保険金額200万円)、全損時諸費用特約:あり、弁護士費用 (自動車事故型) 特約:あり、ロードサー
ビス費用特約 (代車補償拡張特約セット、保険金日額7,000円):あり、車両保険無過失事故特約:あり
- コンビにプランの払込額はトヨタファイナンス株式会社の事務委託手数料 (2.1%) を含んでおります。
- 「一般分割払 (口座振替)」はあいおいニッセイ同和損害保険 (株) で1年契約を7年間継続した場合の払込額となります。ご契約後の保険料改定等は考慮し
ていません。
- 保険料は令和5年1月現在の保険料に基づいたものですので保険料の改定等により変更となることがあります。

- 「クレジット一体型保険」はトヨタファイナンス株式会社を保険契約者とする「コンビにプラン」のベトナムームです。
- 「コンビにプラン」は「ローン・リースの自動車に関する保険料分割払特約」^(注)および「ローン・リースの自動車保険に関する特
約 (保険料分割払方式)」^(注)がセットされた長期自動車保険のベトナムームです。
(注)「車両運行情報による保険料精算に関する特約用」を含みます。
- 「タフ・見守るクルマの保険プラス」は「運転特性情報による保険料精算に関する特約」に加え、「ドライブレコーダーによる事故
発生の通知等に関する特約」(タフ・見守るクルマの保険プラス (ドラレコ型))または「事故発生時の通知等に関する特約」(タフ・
見守るクルマの保険プラスS)のいずれかの特約がセットされた個人総合自動車保険、「タフ・つながるクルマの保険」は「運転
特性情報による保険料精算に関する特約 (車両運行情報による保険料精算に関する特約用)」および「車両運行情報による
保険料精算に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険のそれぞれのベトナムームです。
- このパンフレットは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「タフ・クルマの保険 (個人総合自動車保険)」、「タフビズ
事業用自動車総合保険 (一般総合自動車保険)」のいずれかのパンフレット、「重要事項のご説明」(コンビにプラン)および
「「コンビにプラン」(クレジット一体型保険)のご契約について」を合わせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり (普通保
険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、取扱代理店または当社ま
でご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社にお問合わせください。
- このパンフレットの内容は令和5年1月現在のものです。
- 取扱代理店は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理など
の業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたも
のとなります。



「タフ・クルマの保険」
「タフ・つながるクルマの保険」
「タフ・見守るクルマの保険プラス」は
ベルマーク協賛商品です。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
https://www.aioinissaidowa.co.jp/

(230101) (2022年10月承認) GB22A010530 (16-927)

おクルマをクレジット・リースでご購入される
お客さまにおすすめする **お得な** 自動車保険

トヨタのクレジット一体型保険

コンビにプラン

をおすすめします!

おクルマのクレジット・リースと自動車保険。
2つが1つになったお得なコンビ。

トヨタのクレジット一体型保険
コンビにプラン



トヨタ販売店ならではの
自動車保険です!

トヨタファイナンスのクレジット・リースを利用しておクルマ
をご購入されるお客さまだけがお選びいただける、おクルマ
のクレジット・リースと保険がコンビになったメリットある
お得なプランです。

長期でご契約いただける
自動車保険です!

おクルマのクレジット・リースに合わせ、保険期間(ご契約期
間)を2~5年に設定いただけます。月々の払込額もおクルマ
のお支払いと合わせて毎月定額^(注)でお引落としとなります。
(注) おクルマのご購入にあたり、月々均等払のクレジット・リースをご利用の場合

●「クレジット一体型保険」…トヨタファイナンス株式会社を保険契約者とする「コンビにプラン」のペットネームです。

例えば自動車保険に、
こんなご要望はありませんか?

毎年の継続手続や
保険料の払込みが
便利な自動車保険は
ないかな?



メリット 1

トヨタのクレジット・リースと一体で便利!

ご契約手続は、おクルマ購入時のクレジット・リースのお手続きと同時に1回で完了。

一般分割払(口座振替)契約を3年間継続した場合とコンビにプラン(保険期間3年)を比較すると…

一般分割払(口座振替)

1年間分を月々に
分割して払い込みます。
●1年ごとに払込額が変わります。
●毎年の継続手続が必要です。



トヨタのクレジット一体型保険

コンビにプラン

3年間分の払込総額を定額の
36回分割で払い込みます。

●保険期間中の払込額は毎月定額で変わりません。
●1回の手続きで毎年の継続手続は不要です。



メリット 2

払込総額がお得!

1年契約の一般分割払(口座振替)をご継続した場合に比べて払込総額がお得^(注)です。

3年間無事故の場合

一般分割払(口座振替)



払込総額 338,280円

トヨタのクレジット一体型保険

コンビにプラン

月々の払込額は変わりません。
月々8,658円(年間103,896円)



払込総額 311,688円

一般分割払(口座振替)に比べてこんなにお得!
●特に1年目のご負担が軽減されます。
●4年目は通常の保険と同様、13等級(0年)でご契約。
一般分割払(口座振替)との差 ▲26,592円
(注) ご契約時の等級・事故有係数適用期間によっては、1年契約と比較してお得にならない場合があります。

万一の事故の場合の
補償は充実させたいけど
保険料は少しでも安い
ほうがいいわね



メリット 3

払込みは毎月定額でラクラク!

おクルマのクレジット・リースのお支払いと一緒に払込額も毎月定額でのお引落としとなります。

1年目に3等級ダウン事故が1件あった場合

一般分割払(口座振替)



払込総額 463,080円

トヨタのクレジット一体型保険

コンビにプラン

万一、事故があった場合でも
3年間の月々の払込額は変わりません。
月々8,658円(年間103,896円)



払込総額 311,688円

一般分割払(口座振替)に比べてこんなにお得!
●事故があっても保険期間中の払込額は変わりません。
一般分割払(口座振替)との差 ▲151,392円

自動車保険は事故があると
翌年の保険料が
上がるんだよね



※等級に続く()は事故有係数適用期間を示しています。

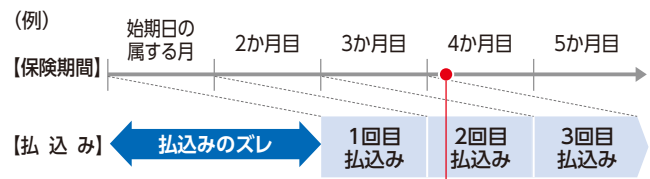
※タフ・クルマの保険(個人総合自動車保険)の場合の保険料例です。保険料試算条件の詳細につきましては本パンフレット裏面をご参照ください。

「コンビにプラン」のご契約について
ご注意いただきたいことがあります。必ずお読みください。

解約時の追加保険料について

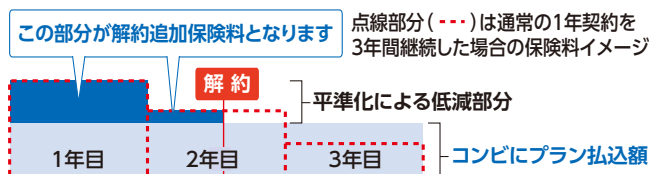
ご契約を解約される場合、始期日からの経過期間に応じて**追加保険料が発生**します(下記(1)(2)をご参照ください)。

(1) 保険料の払込開始時期が通常、始期日の属する月の2か月後となりますので、解約時点でまだ払い込んでいない毎月の分割保険料が追加保険料として発生します。



(注) 解約時点で3か月目・4か月目の保険料の払込みが未了
→追加保険料となります

(2) コンビにプランは、毎月の払込保険料を保険期間中同一としているため、補償される危険に見合った保険料に比して、当初は低い保険料設定としており、その差額は、最終回の分割保険料の払込みを完了した時点で解消するものです。したがって、ご契約を解約される場合には、差額分を「解約追加保険料」として一括して払い込んでいただきます。



長期契約と1年契約の等級・事故有係数適用期間の推移

- 1年目に3等級ダウン事故が1件あった場合の等級・事故有係数適用期間の推移をご案内します。
- 1年契約[一般分割払(口座振替)]を7年間継続した場合とコンビにプラン(保険期間3年・5年)で比較しています。

1年契約[一般分割払(口座振替)]の場合

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
等級 (事故有係数適用期間)	3等級 ダウン 事故 10等級 (0年)				10等級 (0年)	11等級 (0年)	12等級 (0年)
等級 (事故有係数適用期間)		7等級(F) (3年)	8等級 (2年)	9等級 (1年)			
年間保険料	116,520円	174,120円	172,440円	181,080円	125,640円	132,960円	128,520円

長期契約(コンビにプラン・保険期間3年)の場合

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
等級 (事故有係数適用期間)	3等級 ダウン 事故 10等級 (0年)					11等級 (0年)	12等級 (0年)
等級 (事故有係数適用期間)				9等級 (2年)	10等級 (1年)		
年間払込額	103,896円	103,896円	103,896円	181,080円	179,160円	132,960円	128,520円

一般分割払との差(1-3年目) ▲151,392円 (4-5年目) +53,520円
実質差額(1-5年目) ▲97,872円

長期契約(コンビにプラン・保険期間5年)の場合

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
等級 (事故有係数適用期間)	3等級 ダウン 事故 10等級 (0年)						12等級 (0年)
等級 (事故有係数適用期間)						11等級 (1年)	
年間払込額	105,732円	105,732円	105,732円	105,732円	105,732円	194,280円	128,520円

一般分割払との差(1-5年目) ▲241,140円 (6年目) +61,320円
実質差額(1-6年目) ▲179,820円

※ 事故が発生した保険年度によっては、次契約以降に適用する等級・事故有係数適用期間および保険料が異なる場合があります。
※ 等級に続く()は事故有係数適用期間を示しています。

おクルマを2台以上所有の場合

まとめ割

2台以上お車を所有のお客さまは、自動車保険を当社でまとめてご契約いただくと、個別にご契約いただく場合に比べてお得にご加入いただけます。

まとめてご契約いただく台数に応じて、下表のとおり保険料を割引します。

ご契約台数	2台	3~5台	6台以上
まとめ割 (ノンフリート多数割引) 割引率	3% 割引	4% 割引	6% 割引

さらに保険期間が統一されるため、おクルマの台数分の自動車保険手続きがまとめて1回で完結し便利です

※ 次の①~③の条件がすべて同一であるときにこの割引を適用します。

- ①取扱代理店 ②各保険証券の始期日・満期日 ③保険契約者(「コンビにプラン」は、記名被保険者を保険契約者とみなします)

安全運転のサポートと事故時のさらなる安心

テレマティクス自動車保険

テレマティクス技術を活用して取得したお客さまの走行データをもとに、安全運転につながるサポートやサービスをご提供します。万が一の事故の際には、走行データを活用した高度な事故対応サービスで「事故発生」から「事故解決」までお客さまをサポートします。

安全運転のサポート	安全運転で保険料が割引に	データを活用した充実の事故対応
運転特性を分析し、安全運転スコアや安全運転アドバイスをご提供 	安全運転スコアに応じて、運転特性割引を適用 	迅速・的確な事故状況の把握により、先進的な事故対応

お客さまのニーズやおクルマに応じたテレマティクス自動車保険を用意しています

※ テレマティクス自動車保険の商品・サービス内容については「タフクルマの保険(個人総合自動車保険)」パンフレット、「タフビジネス用自動車総合保険(一般総合自動車保険)」パンフレット、等の当社パンフレットをご覧ください。

夜間・休日も平日と変わらない事故対応

24時間365日
事故対応サービス I'm ZIDAN

ポイント 夜間・休日も社員が対応!
24時間365日、お客さまによりそった事故対応サービスを実現!

対応内容	事故の受付	ロードサービスの手配	病院への連絡	代車の手配	修理工場との打合せ	保険金支払い可否の判断	示談交渉 ^(注)
24時間365日 事故対応サービス I'm ZIDAN	○	○	○	○	○	○	○
I'm ZIDAN 開始前 の事故対応サービス	○	○	○	○	×	×	×

(注) 話し合いでの解決が困難な場合など、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで当社の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。